



鳥取県公報

令和2年3月13日（金）
号外第26号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **公安規則** 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（3）（交通企画課）・・・・・・・・・・ 2

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月13日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

鳥取県公安委員会規則第3号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第8条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 2輪又は3輪の自転車には、次に掲げる場合を除き、運転者以外の者を乗車させないこと。</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) 16歳以上の運転者が次の表に掲げる道路において、タンDEM車（2つの乗車装置及びペダルが前後に並んだ構造を有する自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させる場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路 線 名</th> <th style="width: 80%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道 431号</td> <td>境港市高松町地内臨港道路竹内南線と接続する地点から<u>米子市夜見町字砂浜三3097-24地</u>先まで（自転車歩行者専用道路に限る。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(カ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>	路 線 名	区 間	一般国道 431号	境港市高松町地内臨港道路竹内南線と接続する地点から <u>米子市夜見町字砂浜三3097-24地</u> 先まで（自転車歩行者専用道路に限る。）	略		<p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第8条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 2輪又は3輪の自転車には、次に掲げる場合を除き、運転者以外の者を乗車させないこと。</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) 16歳以上の運転者が次の表に掲げる道路において、タンDEM車（2つの乗車装置及びペダルが前後に並んだ構造を有する自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させる場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路 線 名</th> <th style="width: 80%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道 431号</td> <td>境港市高松町地内臨港道路竹内南線と接続する地点から<u>米子市和田町地内和田町1区</u>交差点まで（自転車歩行者専用道路に限る。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(カ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>	路 線 名	区 間	一般国道 431号	境港市高松町地内臨港道路竹内南線と接続する地点から <u>米子市和田町地内和田町1区</u> 交差点まで（自転車歩行者専用道路に限る。）	略					
路 線 名	区 間																
一般国道 431号	境港市高松町地内臨港道路竹内南線と接続する地点から <u>米子市夜見町字砂浜三3097-24地</u> 先まで（自転車歩行者専用道路に限る。）																
略																	
路 線 名	区 間																
一般国道 431号	境港市高松町地内臨港道路竹内南線と接続する地点から <u>米子市和田町地内和田町1区</u> 交差点まで（自転車歩行者専用道路に限る。）																
略																	
<p>別表第2（第7条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路線名</th> <th style="width: 80%;">区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>臨港道路外港昭和町線</u></td> <td>境港市昭和町地内臨港道路昭和北幹線と接続する地点から同市昭和町地内臨港道路昭和南幹線と接続する地点まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">臨港道路昭和南幹線</td> <td>境港市昭和町地内<u>臨港道路外港昭和町線</u>と接続する地点から同</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区間	略		<u>臨港道路外港昭和町線</u>	境港市昭和町地内臨港道路昭和北幹線と接続する地点から同市昭和町地内臨港道路昭和南幹線と接続する地点まで	臨港道路昭和南幹線	境港市昭和町地内 <u>臨港道路外港昭和町線</u> と接続する地点から同	<p>別表第2（第7条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路線名</th> <th style="width: 80%;">区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>境港市道外港昭和町線</u></td> <td>境港市昭和町地内臨港道路昭和北幹線と接続する地点から同市昭和町地内臨港道路昭和南幹線と接続する地点まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">臨港道路昭和南幹線</td> <td>境港市昭和町地内<u>境港市道外港昭和町線</u>と接続する地点から同</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区間	略		<u>境港市道外港昭和町線</u>	境港市昭和町地内臨港道路昭和北幹線と接続する地点から同市昭和町地内臨港道路昭和南幹線と接続する地点まで	臨港道路昭和南幹線	境港市昭和町地内 <u>境港市道外港昭和町線</u> と接続する地点から同
路線名	区間																
略																	
<u>臨港道路外港昭和町線</u>	境港市昭和町地内臨港道路昭和北幹線と接続する地点から同市昭和町地内臨港道路昭和南幹線と接続する地点まで																
臨港道路昭和南幹線	境港市昭和町地内 <u>臨港道路外港昭和町線</u> と接続する地点から同																
路線名	区間																
略																	
<u>境港市道外港昭和町線</u>	境港市昭和町地内臨港道路昭和北幹線と接続する地点から同市昭和町地内臨港道路昭和南幹線と接続する地点まで																
臨港道路昭和南幹線	境港市昭和町地内 <u>境港市道外港昭和町線</u> と接続する地点から同																

	市昭和町地内一般国道431号と接続する地点まで		市昭和町地内一般県道境外港線と接続する地点まで
臨港道路昭和北幹線	境港市昭和町地内境港市道漁港関連道線と接続する地点から同市昭和町地内臨港道路昭和北連絡線と接続する地点まで	臨港道路昭和北幹線	境港市昭和町9-28から同市昭和町地内境港市道外港昭和町線と接続する地点まで
臨港道路中野幹線	境港市昭和町地内臨港道路昭和南幹線と接続する地点から同市竹内団地地内臨港道路竹内幹線と接続する地点まで		
臨港道路竹内幹線	境港市竹内団地地内臨港道路竹内埠頭背後線と接続する地点から同市竹内町地内一般国道431号と接続する地点まで		
臨港道路竹内マリーナ線	境港市竹内団地2地先から同市竹内団地地内臨港道路竹内幹線と接続する地点まで		
臨港道路竹内ふ頭1号線	境港市高松町地内夢みなと公園入口交差点から同市竹内団地252地先まで		
臨港道路竹内南海岸線	境港市竹内団地地内臨港道路竹内ふ頭1号線と接続する地点から同市竹内団地地内境港市道竹内団地2号線と接続する地点まで		
臨港道路江島幹線	境港市西工業団地地内島根県境から同市渡町地内一般県道渡余子停車場線と接続する地点まで		

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、令和2年3月22日から施行する。